

平塚市都市公園条例の一部改正に伴う新旧対照表

——— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第1条の3 省略</p> <p>2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(公園管理者の権限代行者の地位)</p> <p>第19条 <u>法第5条の3</u>の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。</p>	<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第1条の3 省略</p> <p>2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設(以下「公募対象公園施設」という。)である建築物(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項各号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合又は政令第6条第1項第1号に掲げる場合にあつては、当該公募対象公園施設である建築物又は同号に掲げる建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(公園管理者の権限代行者の地位)</p> <p>第19条 <u>法第5条の11</u>の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。</p>	<p>都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、規定を整備する。</p>